

保育所入所承諾認定指数表(平成23年度用)

保育所名		保護者名		児童名		
番号	父・母・養育者の状況(番号7の「特別配慮児」を除き、主たる保護者2名分を基本指数とする。ひとり親は、親の指数+10)					
	類型	細目			基本指数	
1	居宅外労働	外勤	常勤	毎日日中7時間以上の就労を常態		10
				毎日日中4時間以上の就労を常態		9
		非常勤	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		8	
			月16日以上日中4時間以上の就労を常態		7	
	自営	中心者	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		9	
			月16日以上日中4時間以上の就労を常態		8	
		協力者	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		7	
			月16日以上日中4時間以上の就労を常態		6	
2	居宅内労働	自営	中心者	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		8
				月16日以上日中4時間以上の就労を常態		7
		協力者	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		6	
			月16日以上日中4時間以上の就労を常態		5	
	農業	日々農作業に従事している場合		8		
	内職等	月16日以上日中7時間以上の就労を常態		6		
月16日以上日中4時間以上の就労を常態		5				
3	出産	出産	出産予定日の前6週間、後8週間のうち必要な期間		6	
4	病気・障害	疾病	入院	入院及びその療養期間中		11
			在宅	常時病臥・精神性		10
		療養		一般	重度	常時安静又は通院頻度の高い者
			軽度	上記以外		6
	心身障害	重度	身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合			10
		中度				8
軽度		5				
5	看護等	最重度	病院等にて日中看護・心身障害者(児)の通所等		9	
		重度	居宅において常時看護及び通院介助		7	
		軽度	看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態		5	
6	災害	家庭の災害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		11	
7	その他	就学及び技能習得	日中7時間以上の就学を常態		6	
			日中4時間以上の就学を常態		4	
	親の行方不明、拘禁等			11		
	特別の支援を要する家庭(ただし、運営上入所できない場合あり)			30		

調整指数表

番号	世帯の状況	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯	+5
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(特に自立の促進が必要な場合)	+5
3	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯(上記以外の場合)	+4
4	育児休業法に伴う産休明け及び育児休業明け(取得期間満了)の場合	+3
5	すでに、児童を認可外保育所等に預けるなどして、育児休業から復帰している場合	+3
6	子の満1歳誕生日前日までに終了予定の育休を切り上げて入所希望する場合	+2
7	新規の申請時に多胎児での申請がある場合	+1
8	兄弟姉妹がすでに入所している保育所へ新規入所・転所希望する場合	+3
9	3歳未満児園(家庭保育含む)を3歳到達により卒園する場合(分園から本園へは継続扱いとする)	+3
10	本市より広域入所にて委託している児童が市内認可園へ転所希望する場合	+3
11	前年度待機の世帯(前年4月10日までに申込済の場合)	+3
12	前年度待機の世帯(前年4月11日～11月10日までに申込済の場合)	+2
13	現在、認可外保育施設に入所している方(転入予定者は除く)	+2
14	両親がともに心身に障害がある場合(重度)	+3
15	両親がともに心身に障害がある場合(中度)	+2
16	両親がともに心身に障害がある場合(軽度)	+1
17	本来の生計の主宰者が失業中である場合(ひとり親家庭を除く)	+3
18	2年以上継続して常勤的非常勤の勤務をしている方	+1
19	現在求職中で就労予定の場合	-2
20	現在就労しており新年度から正規雇用される場合	-1
21	申込児童以外の就学前児童を祖父母等が保育する場合	-2
22	世帯に求職活動申立書を提出している人が基本指数者以外にいる場合(例:祖父が求職活動中)	-2
23	保育料を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	-4

(備考) ・入所基準指数が同点の場合の優先順位の決定方法

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. ひとり親世帯                  | 但し、子ども家庭センター等から通知を受けた方を除く |
| 2. 兄弟入所申請をしている方            |                           |
| 3. 「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数 | 1. 入所希望月の前月10日までに         |
| 4. 保育に欠ける時間が長い方(送迎時間含む)    | 申込書を提出された方                |
| 5. 緊急性の高い方                 | 2. 上記で同要件の時は左記による。        |
| 6. 税階層区分の低い方               |                           |

・求職中については、基本指数は「2」とする。

基本指数	点	調整指数	点	合計	点
------	---	------	---	----	---